

2月9日(木)から

市県民税の申告・所得税の確定申告を受け付けます

問い合わせ

【市県民税の申告について】 税務課市県民税・国保税グループ ☎ 24・8030
【所得税の確定申告について】 小松税務署 ☎ 22・1171

■ 申告会場・受付期間

● 市役所税務課

2月9日(木)～3月15日(水)
9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)
※保険年金課前の「総合受付」で受け付け後、税務課前の「申告会場」へご案内します。

● 小松サン・アビリティーズ

2月22日(水)～24日(金)
※3日間のみ申告を受け付けます。
午前の部 9時～11時30分
午後の部 13時30分～16時

※小松税務署の確定申告相談会場は2月16日(木)から開設されます。

※申告期間中は大変混み合いますので、事前に書類などの準備をお願いします。また、確定申告は国税庁ホームページ上で申告書などを作成することができ、印刷をすればそのまま税務署に提出することができます。

■ 市県民税の申告が必要な人

- 公的年金受給者のうち
・ 年金以外に他の所得(給与・営業・不動産など)があった人
- 給与所得者のうち
・ 給与支払報告書が勤務先から小松市に提出されていない人
・ 給与以外に他の所得(営業・不動産・年金など)があった人
- 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除などを受けようとする人
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者
- ※ 保険税(料)算定のため、所得が無くても申告が必要です。
- 所得証明書が必要な人
- ※ 所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は必要ありません。

■ 所得税の確定申告が必要な人

- 公的年金受給者のうち
・ 年金以外に20万円を超える他の所得(給与・営業・不動産など)があった人
- 給与所得者のうち
・ 給与(年末調整済み)以外に20万円を超える所得があった人
・ 扶養や社会保険料控除などで年末調整の内容に追加・変更がある人
- 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする人
- 営業や不動産収入などから所得税が発生する人
- 2力所以上から給与・報酬がある人
- 給与収入金額が2千万円を超えている人 など

【市役所で受け付ける確定申告】
○ 給与所得(2力所以上の給与、医療費・社会保険料・扶養などの控除、年末調整をしていないもの)
○ 年金所得、雑所得
※ マイナンバーの本人確認書類の写しを提出してください。

【税務署による確定申告】

前述のものでも内容が複雑なものや、次の人は税務署で確定申告してください。
○ 土地や建物を買った人
○ 株の売買や先物取引の申告をする人
○ 営業・農業・不動産所得がある人
○ 一時・配当・退職所得がある人
○ 住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける人
○ 災害などで雑損控除を受ける人
○ 亡くなった人の確定申告をする人(平成27年分以前の申告) など

今回の申告からの変更点

- 申告書等にマイナンバー(個人番号)の記載が必要となりました。
- 申告書等の提出時に本人確認(「番号確認」と「身元確認」)が必要となりました。お持ちいただく書類はそれぞれ以下のとおりです。
※ 郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。



提出者	本人確認書類		
本人	申告者の番号確認書類	申告者の身元確認書類	
	【以下の書類から1点】 ・ マイナンバー(個人番号)カード ・ 通知カード ・ 住民票の写し(マイナンバー記載のもの)	① または ② のいずれか ① 【以下の書類から1点】 マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、障害者手帳、旅券、健康保険証、年金手帳 など ② 【以下の書類から2点】 身分証明書(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、納税通知書、源泉徴収票 など	
代理人	申告者の番号確認書類	代理人の身元確認	代理権の確認
	【以下の書類から1点】 ・ 申告者のマイナンバー(個人番号)カードの写し ・ 申告者の通知カードの写し ・ 申告者の住民票の写し(マイナンバー記載のもの)	① または ② のいずれか ① 【以下の書類から1点】 マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、障害者手帳、旅券 など ② 【以下の書類から2点】 健康保険証、年金手帳、身分証明書(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、納税通知書、源泉徴収票 など	【以下の書類から1点】 ・ 本人しか持ち得ない書類(例：申告者のマイナンバーカード・健康保険証など) ・ 委任状(原本) など

申告に必要な主なもの

- ☐ 認印(スタンプ式のものは使用できません) ☐ 本人確認書類及びその写し(上記参照)
- ☐ 収入(所得)が分かる資料
給与や年金の源泉徴収票、事業(営業・農業)・不動産の収支内訳書や報酬の支払調書など
- ☐ 所得控除対象額が分かる資料
国民年金保険料控除証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、健康保険税(料)の領収書など、医療費の領収書、寄附金の受領書、そのほか(障害者手帳、別居の扶養家族への送金資料など)
※ 医療費控除を受ける場合には、必ず領収書を人ごとに病院・薬局別に集計してきてください。また、医療費に対し、生命保険・高額療養費などで受け取った金額がある人は、その金額の分かるものを持参してください。
- ☐ 還付される税金がある人は、申告者名義の振込先口座番号などが分かるもの(預金通帳など)

税理士(北陸税理士会小松支部)による 無料申告相談

対象者は小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者などです。

と き 2月9日(木)～24日(金)
9時～12時、13時～16時
ところ 市役所税務課前(税理士支援コーナー)

と き 2月18日(土)、19日(日)
10時～12時、13時～16時
ところ アル・プラザ小松1階 レバリーホール

公的年金を受給している人へ

「年金収入が400万円以下なので所得税の確定申告は必要ない」と言われた人も、年金の源泉徴収票をもう一度確認してください。記載されている控除(扶養、障害、年金から引かれている社会保険料など)のほかに、申告できるものはありません。

例えば、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付書や口座振替により自分で支払った人は、その金額を社会保険料控除として申告することで、来年度の市県民税の負担が軽くなる場合があります。
※ 平成28年中の保険税(料)納付額については、1月下旬に市から世帯主宛てに発送するはがきをご覧ください。